

平成 22 年度 第 3 回長野市総合計画審議会 会議録

日時：平成 23 年 2 月 9 日(水) 13 時 30 分～16 時 10 分

会場：長野市役所 第二庁舎 10 階 講堂

1 開会

(事務局)

定刻になりましたので、これから第 3 回長野市総合計画審議会を開会いたします。私は、企画課長補佐の望月と申します。よろしく願いいたします。本日の会議であります、本市の指針として、公開で開催することとしておりますので、御了承いただきたいと思っております。

ここで、資料の確認をお願いしたいと思います。本日の資料は、事前にお送りしました資料として、次の 5 点がございます。第 3 回長野市総合計画審議会会議次第、第 3 回長野市総合計画審議会資料集、別冊資料 1 の第四次長野市総合計画後期基本計画大綱(案)、別冊資料 2 の第四次長野市総合計画後期基本計画大綱まとめ(行政・経営分野)、別冊資料 3 のインターネットを活用した市民意識調査報告書でございます。また、第四次長野市総合計画(冊子)をお持ちいただくようお願いしております。不足の資料等がありましたら、お近くの事務局職員にお申し付けください。

また、本日は石塚委員、小泉委員、小出委員、野崎委員、三浦委員からご欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

それでは、会議次第に沿い、進行いたします。はじめに、総合計画審議会藤沢謙一郎会長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

2 会長あいさつ

(藤沢会長)

皆様方には、ご多忙の中をお集まりいただき、ありがとうございます。審議会としては、久しぶりの開催ですが、10 月からこの間、それぞれの作業部会において、後期基本計画大綱の策定に当たり、委員の方に中心的役割を發揮していただいております。大変ご苦勞様でございます。今日は、まとめていただきました後期基本計画大綱(案)について、各部会長からご説明をいただき、それについて審議し、決定していくというのがメインテーマです。また、行政・経営分野については、作業部会が設置されていませんので、市から提案していただくことになります。

総合計画は、言うまでもなく、長野市のまちづくりの目標であります。そして、計画全体がうまく調整されて、体系化されることが大切になってまいります。市民をはじめ、いろいろな方がこの計画を見たときに、理解いただいて、わかりやすい計画にしていけることが非常に重要ではないかと思っております。私たちは、最終的にはそのことを念頭に置きながら、総合計画を策定していく必要があると思っております。皆様方におかれましては、

このことを念頭に置き、審議に当たっていただければ幸いです。

なお、冒頭で申し上げましたように、今日の審議会では、作業部会で議論をいただいてまいりました大綱（案）について、最終的な案が決定されることを期待しておりますけれども、場合によっては、いろいろとご意見をいただいて、修正や見直しをする必要が出てくることもあると思います。その場合においては、変更もやむを得ないと考えておりますが、答申までの期間に、調整しながら対応していただきたいと思います。答申までの期間も長い時間があるわけではありませぬので、議論に費やせる時間も考えながら対応していきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

また、今後の作業工程について事務局から話があると思います。委員の皆様におかれましては、それぞれお忙しい立場にあるわけですが、今後も十分ご理解いただき、ご協力をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

3 議事

（事務局）

それでは、審議に移らせていただきますが、議長につきましては、長野市総合計画審議会条例第6条の規定により、藤沢会長にお願いいたします。なお、審議の時間でございますが、事務局としましては15時30分をめぐりにお願いしたいと思いますので、御協力をお願いいたします。また、議事において、委員の皆様が発言される場合は、お手数ですが、挙手していただき、議長の指名でお手元にマイクをお持ちしますので、お名前をおっしゃってから、お座りになったまま発言することをお願いしたいと思います。それでは、議事の進行をお願いいたします。

（藤沢会長）

それでは、議事に入ります。お手元に別冊資料1、第四次長野市総合計画後期基本計画大綱（案）をご用意ください。

第四次長野市総合計画後期基本計画大綱（案）について、であります。保健・福祉、環境、防災・安全、教育・文化、産業・経済、都市整備の各部会長に、これまでの作業部会での協議の状況を踏まえ、本日の審議会での作業部会における協議について、ご報告いただくことをお願いしてあります。

資料では、行政・経営分野から始まっていますが、はじめに、保健・福祉部会の立浪部会長から順に報告をお願いし、行政・経営分野については、最後に事務局から報告することにしたいと思います。なお、質疑等につきましては、すべての説明が終わったあとに一括してお聞きしたいと思いますので、ご了承ください。

それでは、保健・福祉部会の立浪部会長から説明をお願いいたします。

－（1）第四次長野市総合計画後期基本計画大綱（案）について、各部会長から報告－

（立浪委員）

それではご報告させていただきます。保健・福祉部会の立浪でございます。

資料 20 ページをご覧ください。計画の体系で、前期基本計画からの変更点を中心に、ご説明申し上げます。

はじめに、政策 1-2 「生きがいのある豊かな高齢社会の形成」の 121-03 「介護サービスの充実」と名称を変更しました。介護サービスにはソフト面も含まれ、「基盤整備」はハードを印象付けることから、名称を変更したものです。

次に、政策 1-3 「自分らしく生きられる社会の形成」では、地域社会におけるセーフティネットということで、基本施策の 132 と 133 を統合し、132 「地域福祉社会の実現」としました。

また、政策 1-5 「人権を尊ぶ明るい社会の形成」の基本施策 152 「男女共同参画社会の実現」の施策について、男女共同参画の意識の啓発と社会形成のための具体的事業は、関連しながら実施していくものであることから、統合し「男女共同参画の推進」としたものです。

資料 21 ページをお開きください。政策 1-1 「安心して子育て・子育てができる環境の整備」の基本施策 111 「子育て・子育て環境の整備」をご覧ください。作業部会での議論では、少子化の進展や子育てしやすい環境等政策全体に関する意見のほか、子育てを支え、見守る地域社会の形成等多くが出されました。以上を踏まえ、基本施策の方針を「多様なライフスタイルに合わせて安心して子どもを産み育てることができ、社会全体で子育て・子育てを支え合いながら、次世代を担う子どもが健やかに生まれ育つまちを目指します。」としました。

資料 25 ページをお開きください。政策 1-2 「生きがいのある豊かな高齢社会の形成」の基本施策 121 「高齢者福祉サービスの充実」をご覧ください。作業部会での議論では、地域で互いに支えあう仕組みづくりの推進、必要な介護予防サービスが受けられる体制づくり等が出されました。以上を踏まえ、基本施策の方針を「保健・医療・福祉の一層の連携により、高齢者が必要なときに必要なサービスを利用でき、住み慣れた地域で認め合い支え合いながら心豊かに暮らせるまちを目指します。」としました。

資料 27 ページをお開きください。基本施策 122 「高齢者の社会参加の促進」をご覧ください。作業部会での議論では、高齢者の社会活動を支える体制の整備、高齢者が学べる場や機会の充実等が出されました。以上を踏まえ、基本施策の方針を「高齢者が、自分らしくそれぞれの経験と知識をいかして、積極的に社会的役割を果たすことができ、生きがいに満ちた活力あるまちを目指します。」としました。

資料 29 ページをお開きください。政策 1-3 「自分らしく生きられる社会の形成」の基本施策 131 「障害者（児）福祉の充実」をご覧ください。作業部会での議論では、障害のある人となない人との相互理解、利用者の立場に立ったバリアフリー対策等が出されました。以上を踏まえ、基本施策の方針を「障害のある人もない人も互いを尊重した支え合いのもと、障害者が自らの意思で選択・行動し、自分らしく自立して暮らせるまちを目指します。」としました。

資料 33 ページをお開きください。基本施策 132 「地域福祉社会の実現」をご覧ください。作業部会での議論では、地域の支えあい活動を支える人材の育成、地域での福祉を推進する組織の充実等が出されました。以上を踏まえ、基本施策の方針を「住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域に暮らす一人ひとりが認め合い支え合い共に生きていく地域

福祉社会の実現を目指します」としました。

資料 35 ページをお開きください。政策 1－4「安心して暮らせる生涯健康づくりの推進」の基本施策 141「保健衛生の充実」をご覧ください。作業部会での議論では、自分の健康は自分で守るという意識の啓発、健全で規則正しい生活習慣の普及等が出されました。以上を踏まえ、基本施策の方針を「幼年期から高年期までそれぞれのライフステージに応じて、市民一人ひとりが主体的に健康づくりを通じた健康の保持・増進に取り組み、良好な生活衛生水準のもと、生涯にわたって健やかに暮らせるまちを目指します。」としました。

資料 39 ページをお開きください。基本施策 142「地域医療体制の充実」をご覧ください。作業部会での議論では、救急医療体制の整備・充実、安心して受診できる医療の確保等が出されました。以上を踏まえ、基本施策の方針を「信頼される地域医療と救急体制のもと、だれもがいつでも身近な地域で安心して、質の高い医療が受けられるまちを目指します。」としました。

資料 41 ページをお開きください。政策 1－5「人権を尊ぶ明るい社会の形成」の基本施策 151「人権尊重社会の実現」をご覧ください。作業部会での議論では、あらゆる人権を尊重する意識の向上、地域や家庭、職場や学校で人権を尊重する教育・啓発の推進等が出されました。以上を踏まえ、基本施策の方針を「すべての人が人間として尊重され、共に心豊かな生活を送ることができるよう、あらゆる差別のない明るい社会の実現を目指します。」としました。

資料 43 ページをお開きください。基本施策 152「男女共同参画社会の実現」をご覧ください。作業部会での議論では、性別による固定的な役割分担意識の解消、就業機会の拡大と男女がともに働きやすい労働環境の整備等が出されました。以上を踏まえ、基本施策の方針を「男女が共に社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、対等なパートナーとして責任を分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。」としました。

以上のとおり、保健・福祉分野で検討してきた内容について、報告します。

(藤沢会長)

ありがとうございました。次に、環境分野について、環境部会の志村部会長から説明をお願いいたします。

(志村委員)

環境部会の志村です。後期基本計画大綱（案）環境分野について、ご報告いたします。

資料 46 ページをご覧ください。計画の体系で、前期基本計画からの変更点を中心に、ご説明申し上げます。

はじめに、2－1「豊かな自然環境の保全と創造」につきましては、前期計画の施策 211-01「協働による取組の推進」としていたものを、協働していく主体を明確にするため、「市民・事業者・行政の協働による取組の推進」としたものです。

また、基本施策 212「良好な自然環境の確保」において、身近な自然と貴重な自然が混在している現状があり、総合的に保全していく必要があることから、施策を統合し、「自然環境の保全と生物多様性の確保」としたものです。

次に、政策 2－2「資源が循環する環境共生都市の実現」につきましては、前期計画の

施策 221-02「ごみの減量と再資源化の促進」としていたものを、減量からより一步踏み込んだ形で、ごみをできる限り出さない発生抑制とし、また、使えるものは長く使うという再使用の視点を加え、「ごみの発生抑制と再使用・再資源化の促進」としたものです。

また、前期計画の施策 221-04「健全な物質循環の確保」について、「健全な物質循環」という言葉が市民にとって聞きなれないのではないかと、という議論があり、物質循環をより良いものにしていくことをイメージする「良好な物質循環」という表現にしたものです。

次に政策 2-3「良好な生活環境の形成」につきましては、前期計画の施策 231-01「適正な廃棄物の処理の推進」において位置づけられていた、環境美化の取組について、ポイ捨てや不法投棄への対策をより積極的に推進していくために、231-02「環境美化の推進」という新たな施策を設けたものです。

また、前期計画の施策 233-01「豊かな緑化空間の充実」を「豊かな緑化空間の整備」に、施策 233-02「潤いある親水空間の創造」を「潤いある親水空間の整備」にそれぞれ字句の修正をしたものです。

資料 47 ページをご覧ください。政策 2-1「豊かな自然環境の保全と創造」における基本施策 211「総合的・計画的な環境対策の推進」について、ご説明いたします。作業部会では、環境問題に対して、どのように取り組んでいくべきか、活発に議論され、市民・事業者・行政が連携して環境問題に取り組んでいくこと、また、市民一人ひとりの環境問題への意識をさらに高めることの必要性が議論されました。以上を踏まえ、基本施策の方針については、「地球環境を思いやる人づくりを推進し、市民・事業者・行政が連携を強化して環境への影響を低減するまちづくりを目指します。」といたしました。

資料 49 ページをご覧ください。次に、基本施策 212「良好な自然環境の確保」について、ご説明いたします。作業部会では、長野市らしい豊かな自然を維持していくことの必要性、また、豊かな自然と市民がふれあうことができる場づくりの重要性などについて議論されました。以上を踏まえ、基本施策の方針については、「豊かな自然環境のもとに生物多様性が確保され、きれいな水や大気、緑とのふれあいがあるまちづくりを目指します。」といたしました。

資料 51 ページをご覧ください。政策 2-2「資源が循環する環境共生都市の実現」における基本施策 221「省資源・資源循環の促進」について、ご説明いたします。作業部会では、環境に配慮したライフスタイルや事業活動に取り組むことの重要性、省エネルギーの促進と新エネルギーの活用必要性、また、ごみを発生させない取組や再利用・再資源化を促進する様々な取組について活発に議論されました。以上を踏まえ、基本施策の方針については、「市民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じ、ごみの発生抑制、再使用・再資源化やエネルギーの適正利用を促進することで、環境共生都市の実現を目指します。」といたしました。

資料 53 ページをご覧ください。政策 2-3「良好な生活環境の形成」における基本施策、231「生活環境の保全」について、ご説明いたします。作業部会では、廃棄物の適正処理やポイ捨てや放置されにくい環境づくりの必要性が議論されました。また、生活型公害の抑制についても確認されました。以上を踏まえ、基本施策の方針については、「廃棄物の適正処理を進めるとともに、環境美化や公害防止のための意識の高揚を図ることにより、清潔で快適な生活環境の実現を目指します。」といたしました。

資料 55 ページをご覧ください。次に、基本施策 232「上下水道等の整備」について、ご

説明いたします。作業部会では、水源の保全や水質の管理の重要性、また、下水道の水洗化率の向上や下水道事業の効率的な経営について議論されました。以上を踏まえ、基本施策の方針については、「ライフラインとして重要な上下水道等を計画的・効率的に整備し、安全で快適な生活環境の形成を目指します。」といたしました。

資料 57 ページをご覧ください。次に、基本施策 233「緑化・親水空間の充実・創造」について、ご説明いたします。作業部会では、長野市らしい豊かな自然をいかした空間の整備について活発な議論があり、地域の特性をいかした公園の整備、市街地の緑の質的向上、また、生態系に配慮した河川の整備の必要性などが議論されました。以上を踏まえ、基本施策の方針については、「生活に身近な緑化空間や親水空間の整備により、潤いとやすらぎを実感できる空間の充実と創造を目指します。」といたしました。

以上のとおり、環境分野で検討してきた内容について、報告します。

(藤沢会長)

ありがとうございました。次に、防災・安全分野について、防災・安全部会の松岡部会長から説明をお願いいたします。

(松岡委員)

防災・安全部会の松岡です。後期基本計画大綱（案）防災・安全分野について、ご報告いたします。

資料 60 ページをご覧ください。防災・安全分野においては、「より安全で安心して暮らせるまち」を目指すための各施策は、いずれも重要であり、今後とも推進していく必要があることから、前期基本計画の体系は引き継ぐこととしております。

資料 61 ページをご覧ください。はじめに、政策 3-1「災害に強いまちづくりの推進」における、基本施策 311「防災対策の推進」についてご説明いたします。作業部会では、合併により広がった市域の拡大やゲリラ豪雨等の多様化する変化要因により、災害に対する不安は依然としてあり、災害に対して地域における体制など様々な備えをしていくことが重要との意見がありました。特に、災害に対する備えにおいては、自分の身は自分で守るという「自助」の必要性、また、隣近所の助け合いというような「互助」の必要性の議論がありました。以上を踏まえ、基本施策の方針については、「自助・互助・公助の理念のもと、市民・地域・事業者・関係機関・行政が一体となった防災対策を推進することにより被害の軽減を図り、各種災害から市民の生命・財産を守る災害に強いまちを目指します。」としたものです。

資料 63 ページをご覧ください。次に、基本施策 312「消防・救急・救助体制の充実」について、ご説明いたします。作業部会では、市民の防火意識の高揚の必要性、消火体制における消防団組織や活動の強化と理解の拡大の必要性、などの議論がありました。以上を踏まえ、基本施策の方針については、「消防・救急・救助体制の充実により、複雑・多様化する火災や事故などの災害に迅速かつ的確に対応し、市民の生命・財産を守ります。」としたものです。

資料 65 ページをご覧ください。次に、基本施策 321「日常生活の安全性の向上」について、ご説明いたします。交通安全については、交通安全意識の向上やマナーの向上といったソフト対策、ガードレールなど安全施設や歩道の整備などといった交通事故の要因を少

なくするハード対策についての意見が出ました。防犯については、犯罪への不安あるいは暗い夜道への不安が消えない中、市民自らが行う様々な取組みや、地域での見守りなど防犯活動についての必要性、また、関係機関との連携についても議論されました。消費生活においては、振り込め詐欺や悪質商法などが依然としてなくなる現状が指摘される中、未然防止のための消費者意識の啓発の必要性、また、その方策としての情報提供や学習機会の充実などについての議論がありました。その他、新型インフルエンザ等、議論の時間は短かったのですが、様々な分野の危機管理というようなことにも話題が上りましたが、それらにつきましては、これから後で行われる具体的な施策のところで議論を深めるということになりました。以上を踏まえ、基本施策の方針については、「市民・地域・関係機関との連携により、交通事故・犯罪の危険防止や消費生活の安全を確保するための環境づくりを推進し、より安心して共に暮らせる安全な社会を目指します。」としたものです。

以上のとおり、防災・安全分野で検討してきた内容について、報告します。

(藤沢会長)

ありがとうございました。次に、教育・文化分野についてですが、本日は部会長の石塚委員が欠席ですので、副部会長の山岸委員から説明をお願いいたします。

(山岸委員)

教育・文化部会の山岸です。石塚部会長に代わり、報告いたします。よろしく申し上げます。

資料 68 ページをご覧ください。計画の体系で、前期基本計画からの変更点を中心に、ご説明申し上げます。

はじめに、4-1「次世代を担う人材の育成と環境の整備」におきましては、施策 441-02「小・中学校教育の内容の充実」としていたものを「内容」を削除し、「小・中学校の教育の充実」としたものです。また、前期計画の施策 411-03「一人ひとりの児童・生徒に応じた支援」について、「児童・生徒」という表現が、学校内にとどまるイメージを与えることから、幼児教育から高等教育まで幅広く捉えた上で、地域を含め、支援対象を拡大して捉える意味を持たせるために、「子ども」という表現に改めたものです。以上、2つの変更を加えたことなどにより、資料のとおり施策の順序を入れ替えることとしました。

次に、政策 4-3「ゆとりと潤いを感じる多彩な文化の創造と継承」におきましては、施策 431-01「芸術文化活動への支援と文化の創造」の字句の修正をしました。教育・文化分野の計画の体系については以上です。

資料 69 ページをご覧ください。はじめに、政策 4-1「次世代を担う人材の育成と環境の整備」における基本施策 411「魅力ある教育の推進」について、ご説明いたします。作業部会では、次世代を担う子どもたちに、どのような教育をすべきかについて、昨今の社会情勢をもとに活発な議論がありました。主な意見としては、子どもたちの広い視野を培う集団活動や体験学習などを通じたキャリア教育の実践が必要ではないかという意見のほか、国内だけでなく、世界規模で考えることが求められている中、環境の変化に対応できる力を身につけることの重要性が確認され、まとめた意見の中には、「世界で活躍できる子どもたちの育成」といった言葉も加わりました。以上を踏まえ、基本施策の方針については、「子どもの個性を尊重し、発達段階に応じた魅力ある教育を推進することで、意欲をも

って自主的に行動し、豊かな人間性を兼ね備えたたくましい人材の育成を目指します。」といたしました。

資料 73 ページをご覧ください。次に、基本施策 412「家庭・学校・地域の連携による教育力の向上」について、ご説明いたします。作業部会では、児童虐待やしつけ不足などによる事件があとを立たない中、家庭における教育が重要であること、親にだけ子育ての負担を求めるのではなく、昔ながらの隣近所を含めた地域ぐるみで子育てを支援する取組が必要であること、などが議論されました。以上を踏まえ、基本施策の方針については、基本的な生活習慣や豊かな情操を培う場である家庭の教育力を向上するとともに、家庭・学校・地域がそれぞれの責任を果たしながら連携交流し、社会全体で子どもたちを守り育てるまちを目指します。」といたしました。

資料 75 ページをご覧ください。政策 4-2「豊かに学びあう社会の形成」、基本施策 421「活力ある地域を創る生涯学習の推進」について、ご説明いたします。作業部会では、生涯学習活動を担う人づくりと、様々な学習機会の提供と合わせ、情報の提供が必要であること、生涯学習センターが生涯学習の拠点としての役割を明確化していくことなどが議論されました。以上を踏まえ、基本施策の方針については、「だれもが生涯にわたりいつでもどこでも自由に学び、互いに高めあうとともに、学びの成果が活力ある地域づくりにつながる生涯学習のまちを目指します。」といたしました。

資料 77 ページをご覧ください。政策 4-3「ゆとりと潤いを感じる多彩な文化の創造と継承」、基本施策 431「多彩な文化の創造と文化遺産の継承」について、ご説明いたします。作業部会では、市民による文化芸術活動が盛んに行われており、こうした活動を一層盛んにしていくためには、文化芸術に係る発表機会や表現スペースといった拠点が必要であること、長野らしい文化を創造していくためには、人づくりが重要であることなどが確認されました。また、歴史と文化、自然を尊重した街並みの形成や歴史的背景を持つ、路地裏や街並みを整備し、継承していくことなど、地域の誇りや愛着についての議論もありました。以上を踏まえ、基本施策の方針については、「貴重な文化遺産や伝統芸能を継承するとともに、新たな文化芸術を創造し、国内外に発信することで、地域への誇りと愛着を育む文化の薫りあふれるまちを目指します。」といたしました。

資料 79 ページをご覧ください。政策 4-4「躍動する生涯スポーツの振興と競技力の向上」、基本施策 441「スポーツを軸としたまちづくりの推進」について、ご説明いたします。作業部会では、健康志向の高まりから、スポーツ活動の価値や意義を共有しながら、スポーツ活動に取り組める環境を社会に浸透していくこと、スポーツを自らして楽しむことはもとより、地域密着型プロスポーツチームの活躍など、見て楽しめるスポーツ環境も必要であることなどが議論されました。以上を踏まえ、基本施策の方針については、「だれもが生涯を通してスポーツを楽しむ互いに交流し、健康な心と身体を培い、活力に満ちた明るく豊かな生活を送ることができるまちを目指します。」といたしました。

資料 81 ページをご覧ください。政策 4-5「地域から広がる国際交流の推進」、基本施策 451「国際化の推進」について、ご説明いたします。作業部会では、オリンピックの資産である一校一国運動の更なる発展により、子どもたちの国際理解教育を一層充実し、世界で活躍できる人材を育てたいという議論とともに、外国人が長野市を訪れて楽しいまちにしていくことが重要ではないかという議論がありました。以上を踏まえ、基本施策の方針については、「国際交流を通じて市民の国際感覚を高めるとともに、互いの異なる文化を

尊重し合い共生できる国際都市NAGANOを目指します。」といたしました。

以上のとおり、教育・文化分野で検討してきた内容について、報告いたします。

(藤沢会長)

ありがとうございました。次に、産業・経済分野について、産業・経済部会の中島部会長から説明をお願いいたします。

(中島委員)

産業・経済部会の中島です。よろしく申し上げます。それでは、後期基本計画大綱(案)産業・経済分野について、ご報告いたします。

資料 84 ページをご覧ください。計画の体系で、前期基本計画からの変更点を中心に、ご説明申し上げます。

はじめに、政策 5-2「活力ある農林業の推進と中山間地域の活性化」についてですが、前期計画の基本施策 522「中山間地域の活性化」のうち、施策 522-02「中山間地域の魅力の向上」についてですが、少子・高齢化の進行が著しい中山間地域では、地域活力や互助機能が低下し、地域自治の維持が課題となってきたことから、行政・経営分野で整理することとしました。これに併せ、産業・経済分野では、「農業の振興」に特化して整理することとし、前期計画の基本施策 522「中山間地域の活性化」については「中山間地域の農業振興」に変更し、施策 522-01「中山間地域の農業振興」については「中山間地域の特性をいかした農業の振興」に変更したものです。

次に政策 5-3「特色ある産業の集積と工業の高付加価値化」についてですが、前期計画の基本施策 531「産業の集積と工業の活性化」において、前期計画では「新産業の創出」と「既存産業の振興」と2つの施策としていましたが、既存産業についても、産学行の連携により振興していく必要があることから、2つの施策を統合したうえで、施策を「産学行連携の推進とものづくり産業の振興」としたものです。

次に政策 5-4「魅力と賑わいあふれる商業の振興」についてですが、施策 541-02 について、施策の内容をよりわかりやすく表現するため、字句を補い、「創業者や商店街の意欲的な取組への支援」としたものです。産業・経済分野の計画の体系については、以上です。

資料 85 ページをご覧ください。はじめに、政策 5-1「賑わいと活力を生む観光・コンベンションの推進」における、基本施策 511「多様な観光交流の推進」について、ご説明いたします。作業部会では、地域住民が主体となった取組や、地域の観光資源をいかした特色のある観光地づくりの必要性、増加する外国人観光客への対策などについて議論されました。以上を踏まえ、基本施策の方針については、「歴史・文化や美しい自然などの観光資源と、オリンピック開催で得た資産をいかして観光交流を推進し、賑わいと活力ある観光・コンベンション都市“ながの”を目指します」といたしました。

資料 87 ページをご覧ください。次に、政策 5-2「活力ある農林業の推進と中山間地域の活性化」における基本施策 521「未来に向けた農業の再生・振興」について、ご説明いたします。作業部会では、集落営農の組織化など、農業経営の安定化と農業の担い手の確保、農畜産物のブランド化や六次産業化などによる農業の収益性の向上などについて議論されました。以上を踏まえ、基本施策の方針については、「農業の重要性を食料生産や土地利用の面から評価し、経営の強化や生産性・付加価値の向上等を通じて地域農業の再生・

振興を目指します。」といたしました。

資料 89 ページをご覧ください。次に、基本施策 522「中山間地域の農業振興」について、ご説明いたします。作業部会では、中山間地域に適した作物の導入など、過疎化・高齢化の進行が著しい中山間地域における農業振興のあり方や、近年、深刻化している野生鳥獣被害への対策の必要性などについて議論されました。以上を踏まえ、基本施策の方針については、「中山間地域の特性をいかした農業を振興し、いきいきと元気な中山間地域づくりを目指します」といたしました。

資料 91 ページをご覧ください。次に、基本施策 523「豊かな森林づくりと林業の振興」について、ご説明いたします。作業部会では、計画的な森林の整備・保全と併せ、林業の担い手の確保や、森林の重要性に対する市民の意識を高めることの必要性などについて確認されました。以上を踏まえ、基本施策の方針については、「環境や防災の面で多様な機能を有する広大な森林を守り育てることにより、森林資源の持続的な保全と活用を目指します。」といたしました。

資料 93 ページをご覧ください。政策 5－3「特色ある産業の集積と工業の高付加価値化」における、基本施策 531「産業の集積と工業の活性化」について、ご説明いたします。作業部会では、製品の高付加価値化と新分野の開拓への支援、そのための産学行の更なる連携強化、先端技術を新たな産業の創出などに結びつけることの必要性、企業ニーズに応じた産業団地の開発と分譲などについて議論されました。以上を踏まえ、基本施策の方針については、「ものづくり産業の基盤強化や先端産業の育成、企業の競争力向上等を支援し、特色ある産業の集積と工業の高付加価値化を目指します」といたしました。

資料 95 ページをご覧ください。政策 5－4「魅力と賑わいあふれる商業の振興」における、基本施策 541「力強い商業への転換」について、ご説明いたします。作業部会では、中心市街地における魅力ある商業空間づくりに向けたソフト面での魅力の創出、活性化に取り組む人材の育成、創業や商店街の活性化につながる取組への支援のほか、消費者のニーズに応じた魅力的な商店・商店街づくりの必要性などについて議論されました。以上を踏まえ、基本施策の方針については、「消費者ニーズや時代の変化に対応できるよう、店舗や商店街の魅力と競争力を高め、市民や地域から支持される力強い商業への転換を目指します。」といたしました。

資料 97 ページをご覧ください。政策 5－5「人材の育成と雇用機会の確保」における、基本施策 551「安定した地域雇用の確保」について、ご説明いたします。作業部会では、若年者への就職支援や、増加する非正規雇用への対策、経験豊富な高齢者などの人材の活用と就業機会の拡大、仕事と子育てを両立することのできる環境づくりなどの議論がありました。以上を踏まえ、基本施策の方針については、「働きたい人が適性に応じて仕事に就くことができ、いきいきと働き続け、安定した社会生活を送ることができる環境を目指します。」といたしました。

以上のとおり、産業・経済分野で検討してきた内容について報告いたします。

(藤沢会長)

ありがとうございました。次に、都市整備分野について、都市整備部会の石澤部会長から説明をお願いいたします。

(石澤委員)

都市整備部会の石澤です。よろしくお願ひします。後期基本計画大綱(案)都市整備分野について、ご報告いたします。都市整備分野では、作業部会員の合議を基に検討を進めてまいりましたので、議論が白熱しまして、今日間に合うか心配しましたが、何とかお届けすることができました。

資料 100 ページをご覧ください。計画の体系で、前期基本計画からの変更点を中心に、ご説明申し上げます。

はじめに、政策 6-1 「いきいきと暮らせるまちづくりの推進」についてであります。前期計画の基本施策 611 「コンパクトなまちづくりの推進」について、「コンパクトなまちづくり」という表現がわかりにくいという意見がありました。その一方で、本市が目指すまちづくりは、市域内の生活などの拠点となる多くの核心をネットワークで結び、相互に機能分担するまちであることから、その意味を明確に持たせるために、「多核心連携を目指したコンパクトなまちづくりの推進」としたものです。この体系は、後述しますが、現在あるネットワークを前提にしたものであることをあえて述べさせていただきます。それに伴い、前期計画の施策 611-01 「秩序ある市街地の形成」と 611-02 「中心市街地の再生」について、生活などの拠点となる多くの核心の一体的な整備などを図るため、施策を統合し、「秩序ある市街地の形成と中心市街地の再生」としたものです。

次に前期基本計画の基本施策 613 「良好な景観の形成」、施策 613-01 「良好な景観の誘導」について、本市が豊かな自然環境や歴史的・文化的な街並み・景観に恵まれていることから、その特性をいかしていくという意味をより持たせるため、基本施策を「地域の特性をいかした景観の形成」、施策を「地域の特性をいかした景観の誘導」としたものです。

次に、政策 6-2 「まちを結ぶ快適なネットワークの形成」における前期計画の施策 621-02 「効率的な交通環境の整備」については、市民・観光客などが利用しやすい交通環境を整備するという意味をより強めるため、「利用しやすい交通環境の整備」としたものです。当然のことながら、現在ある公共交通の存在を前提にしたものです。

資料 101 ページをご覧ください。はじめに、政策 6-1 「いきいきと暮らせるまちづくりの推進」における、基本施策 611 「多核心連携を目指したコンパクトなまちづくりの推進」について、ご説明いたします。作業部会では、適切な土地利用を進めることの必要性、身近な生活圏を中心とした市内の各拠点づくりとその連携、また、核となる中心市街地、そしてその場を結ぶ公共交通ネットワークなどの議論がありました。以上を踏まえ、基本施策の方針については、「身近な生活圏を中心とした拠点地域づくりと、多機能で魅力的な核となる中心市街地の再生を図るとともに、それらを公共交通ネットワーク等で結び、相互に機能分担する、暮らしやすいまちを目指します。」といたしました。

資料 103 ページをご覧ください。次に、基本施策 612 「快適に暮らせるまちづくりの推進」について、ご説明いたします。作業部会では、だれもが安心して、円滑に移動・行動ができることや、だれもが安心して暮らせる住環境の必要性などの議論がありました。以上を踏まえ、基本施策の方針については、「ユニバーサルデザインを取り入れた公共施設等の整備や快適な住環境の整備により、だれもが暮らしやすいまちづくりを推進し、住み続けたいまちを目指します。」といたしました。

資料 105 ページをご覧ください。次に、基本施策 613 「地域の特性をいかした景観の形

成」について、ご説明いたします。作業部会では、地域の特性をいかした、自然環境などに調和した景観の必要性、善光寺・松代など、歴史的街並み・景観の計画的な整備などの議論がありました。以上を踏まえ、基本施策の方針については、「歴史や文化に育まれた建造物等を保存しながら、恵まれた自然環境と調和する、地域の特性をいかした景観を形成し、市民が誇りと愛着を感じられるまちづくりを目指します。」といたしました。

資料 107 ページをご覧ください。次に、政策 6-2 「まちを結ぶ快適なネットワークの形成」についてご説明いたします。基本施策 621 「交通体系の整備」と 622 「道路網の整備」を統合するという議論もありましたが、後期計画ということもあり、本来は一体のものであるということを前提にしまして、従来の基本施策の分け方にしました。まず、基本施策 621 「交通体系の整備」について、作業部会では、地域の状況などに応じ、市民の移動手段の確保、交通不便地域などの解消、マイカーから公共交通への転換や、バスなどの公共交通の利便性の向上などの議論がありました。以上を踏まえ、基本施策の方針については、「市民・地域・事業者・関係団体・行政が一体となった交通体系の整備を推進し、交通環境の円滑化を図り、市民や観光客が快適に市内を移動できる公共交通が充実したまちを目指します。」といたしました。

資料 109 ページをご覧ください。次に、基本施策 622 「道路網の整備」について、ご説明いたします。作業部会では、渋滞対策や公共交通の走行円滑化などと一体化した道路整備の必要性、生活道路などの安全な道路整備などの議論がありました。以上を踏まえ、基本施策の方針については、「都市機能を支える体系的な道路ネットワークを形成するとともに、市民に身近な生活道路の整備・改善を図り、歩行者や車が安全で円滑に移動できるまちを目指します。」といたしました。

資料 111 ページをご覧ください。次に、基本施策 623 「高度情報化の推進」について、ご説明いたします。作業部会では、中山間地域を含めた情報通信基盤の整備や、市民の情報通信サービス利用のサポートの必要性などの議論がありました。以上を踏まえ、基本施策の方針については、「日常生活の中で、だれもが情報通信技術の利便性を受けることができる環境をつくり、高度情報化に適応したまちを目指します。」といたしました。

以上のとおり、都市整備分野で検討してきた内容について、ご報告します。

(藤沢会長)

ありがとうございました。各分野について報告していただきました。冒頭でも申しあげましたように、行政・経営分野については、市民が参加する作業部会を設置していませんので、市から専門部会で検討してきた内容を報告してもらいます。よろしくをお願いします。

(湯原企画政策部長)

企画政策部長の湯原と申します。私から、行政・経営分野についてご説明申し上げます。

それでは、4 ページをご覧ください。まず、政策 0-1 「役割分担と協働によるまちづくりの推進」では、基本施策、施策ともに変更する要素がないことから、前期基本計画と同じ体系となっております。

次に、政策 0-2 「地域の個性をいかした住民自治の推進」ですが、021 「住民自治の推進」については、ご覧のとおり、基本施策に中山間地域の振興を追加し、施策「中山間地域の魅力の向上」を追加しております。これは、中山間地域にかかる課題については、前

期基本計画においては、産業経済分野において、「中山間地域の活性化」として、農業を中心とした活性化に取り組む記述がされていたところではありますが、合併によって、本市の中山間地域の面積が四分の三を占めることになり、本市の活性化には、中山間地域の対策が課題であること、また、本市の中山間地域全体の課題を明らかにし、既存の施策を整理・体系化し、今後の総合的・計画的な施策の展開をするための「やまざと振興計画」を策定したことなどから、平成28年度までの第四次長野市総合計画の7本の柱のうち、まちづくりの方針を推進するための基本的な方針を定めております、行政・経営分野に移行することが適切と判断し、追加したものであります。なお、産業・経済分野におきましては、先ほど説明がありましたように、政策5-2「活力ある農林業の推進と中山間地域の活性化」において、産業・経済分野における視点によって、「中山間地域の農業振興」という基本施策を体系付けることとしております。

次に、政策0-3「地方拠点都市としての先導的役割の充実」では、基本施策031「自立した地方行政の推進」は変更ありませんが、基本施策032「都市間連携・交流の推進」で、施策に「シティプロモーションの推進」を追加しております。これは、これまでの施策「多様な都市間ネットワークの形成」による本市の活性化も重要であります。長野の魅力が強力に発信し、長野に来てもらう、住んでもらうための施策が更に重要になることから、今後5年間の基本計画における重点課題として、施策に掲載することとしたものです。

政策0-4「行政改革の推進と効率的な行財政運営」及び政策0-5「成果重視による市民満足度の高い行政経営の推進」は、基本施策、施策ともに変更する要素がないことから、前期基本計画と同じ体系となっております。

次に、5ページと、総合計画の冊子の56ページからが、行政・経営分野になりますので、あわせてご覧いただければと思います。政策0-1「役割分担と協働によるまちづくりの推進」では、011「市民とともにつくる市政の実現」が基本施策、011-01「市民参画と協働の推進」、011-02「開かれた市政の推進」の施策から構成されており、前期基本計画と変更はございません。現況と課題では、市民団体の活動が様々な分野で活発になってきていますが、今後は、各市民団体のニーズに合わせて、行政が支援していく必要があること、また、行政情報の発信媒体が、非常に多様化していることから、あらゆる媒体を活用して積極的に行政情報を公開していくとともに、市民の声を市政に反映させる仕組みづくりが必要であるとし、基本施策の目指すもの、方針としましては、「市政の透明性と公平性を高めるとともに、市民、公益活動団体などの多様な主体がまちづくりを担っていると実感できる市政を目指すこと」としました。

なお、6ページに掲載しております「大綱をまとめて整理した主な取組」については、今後、決定するものでありますので、本日の協議事項ではありません。

次に、7ページをご覧ください。政策0-2「地域の個性をいかした住民自治の推進」では、基本施策については、前期基本計画における021「住民自治の推進」、その基本施策を構成する021-01「都市内分権の推進」及び021-02「コミュニティ活動の支援」を施策とする体系は、変更しないこととし、9ページをご覧いただきたいと思いますが、先ほど、施策の体系図で申し上げましたように、基本施策022「中山間地域の振興」、施策として022-01「中山間地域の魅力の向上」を追加いたしました。

続いて、基本施策021「住民自治の推進」の現況と課題でございますが、核家族化、少

子・高齢化、複雑多様化する社会情勢を背景に、コミュニティ活動が希薄化している現状を捉え、「住民が相互に助け合う温かい地域社会の実現のため、地域コミュニティの再生が必要である」としたほか、コミュニティ活動を行うためには、人づくりが重要であるという観点から、「地区住民自治協議会が行うまちづくり活動や地域福祉活動を担う人材の発掘・育成に対する支援」が必要であると、基本施策の目指すもの、方針としまして、「住民自らの自治意識を高めるとともに、まちづくり活動や地域福祉活動を行う人材の発掘・育成を支援し、住民主体によるまちづくりを目指すこと」といたしました。

次に、9ページをご覧ください。基本施策 022「中山間地域の振興」の現況と課題でございますが、中山間地域における高齢化が進行するとともに、人口も減少し、地域活力などが低下している現状を捉え、「少子・高齢化が進行し、地域活力や互助機能が低下しており、地域自治の維持と持続性の確保が必要になっている」としたほか、恵まれた自然を活用し、都市住民の心の安らぎにつなげることや、地域の伝統文化を継承していく必要性から、「恵まれた自然が形成する良好な景観を活用しつつ、森林や農地を守ってきた集落の歴史や伝統の継承が必要である」とし、基本施策の方針を、「「やまざと」のもつ魅力や資源をいかし、未来につなぐ、いきいきと元気な地域づくりを目指すこと」としました。施策については、産業・経済分野における名称と同一の「中山間地域の魅力の向上」としましたが、主な取組では、地域の個性をいかした地域づくりやコミュニティ活動への支援を掲載することとしたほか、産業・経済分野を関連施策としながら、都市部との交流を掲載する予定であります。

次に、11ページをご覧ください。政策0-3「地方拠点都市としての先導的役割の充実」では、基本施策については、033「自立した地方行政の推進」及び032「都市間連携・交流の推進」として、前期基本計画と同様であります。基本施策 031「自立した地方行政の推進」を構成する施策については、031-01「地方分権の推進」、031-02「広域行政の推進」としました。前期基本計画策定時と政権が変わり、「地域主権」など新たな文言が出てきていますが、現時点では、「地域主権」という言葉が、法律等で確定に至っていないことから、前期基本計画と同じ施策名称となっているところであります。現況と課題であります。地方分権、地域主権改革が進展する中で、国や県からの権限移譲に向けた取組みが引き続き必要であること、国が示した定住自立圏構想など、新たな広域的行政の枠組みの検討など、広域化する生活圏に応じて、広域的視点からの効率的な行政サービスの提供が必要であることから、基本施策の方針としては、「全国の中核市と権限や財源の移譲に向けた取り組みを進めるとともに、関係市町村との広域連携による自立性の高い地方行政の確立を目指すこと」としました。

次に、13ページをご覧ください。基本施策 032「都市間連携・交流の推進」においては、効果的な広域観光エリアの形成や「縁」のある都市との連携などの取り組みとなる032-01「多様な都市間ネットワークの形成」のほか、新たな取り組みとして、長野の魅力を鮮明に発信するため、行政のみではなく、企業や市民を巻き込んだオール長野の体制を構築するため、032-02「シティプロモーションの推進」を施策に追加いたしました。現状と課題であります。様々な分野で都市間競争が激しくなっており、都市の活力を維持し発展させるためには、都市や地域の魅力をいかした連携・交流を深めるとともに、本市の魅力を積極的に発信することが必要であると、基本施策の方針としては、「県内外の様々な都市と互いの特性をいかした連携・交流を深めるとともに、長野の魅力を積極的に発信し、活

力あるまちを目指すこと」としました。

次に、15 ページをご覧ください。政策 0-4 「行政改革の推進と効率的な行財政運営」では、基本施策 041 「効率的な行財政運営の推進」、この基本施策を実現するための施策 041-01 「効率的な行政の推進」、041-02 「民間活力の活用」及び 041-03 「健全な財政運営の実現」については、前期基本計画策定時と同様に、更に取り組みなければならない施策であることから、前期基本計画を踏襲した施策となっているところであります。基本施策 041-01 「効率的な行財政運営の推進」の現況と課題では、行政サービスに更なる効率性が求められており、事務事業の見直し等を進めなければならない現状を踏まえ、より効率的な行政サービスの提供が求められる中、新たな視点による事務事業評価の導入など、継続的な行政改革が必要であるとしたほか、民間のノウハウを活用した低コストで質の高い行政サービスの提供を進めることや、人口減少などにより、自然収入の伸び悩みが予想される厳しい財政状況の中で、計画的な財政運営に引き続き取り組まなければならないとしたところであります。これら現況と課題を踏まえ、基本施策の方針では、「選択と集中」を基本とした行政サービスの継続的な見直しとともに、市民と行政の役割分担を明確にした上で、民間活力を積極的に活用することにより、最少の経費で最大の効果があげられる行財政運営を目指す」としたところであります。

次に、17 ページをご覧ください。政策 0-5 「成果重視による市民満足度の高い行政経営の推進」では、基本施策を 051 「市民の満足が得られる市役所の実現」として、施策では、051-01 「利用しやすい行政サービスの提供」、051-02 「市民とともに行動する人材の育成と活用」、051-03 「成果を重視した行政運営」で構成しており、これらについても、更なる取り組みを推進する必要があることから、前期基本計画と同様の体系となっているところであります。基本施策 051 「市民の満足が得られる市役所の実現」の現況と課題は、行政サービスの質の向上や、事業・施策の成果が求められており、市民の立場に立った、迅速で良質なサービスの提供が必要であることとし、基本施策の方針では、「市民の目線に立った行政サービスを提供し、市民の更なる満足が得られる質の高い行政経営を目指す」としたところであります。

最後になりますが、第 2 回総合計画審議会において、行政・経営分野は、後期基本計画の各分野を実行するための横断的な施策として、総合計画審議会で審議していただくこととし、市民参加の作業部会の設置を行わないため、総合計画審議会委員から意見をいただくこととしました。その結果、1 名の委員からご意見をいただきました。いただいたご意見については、15 ページをご覧くださいと思います。041 「効率的な行再生運営の推進」に対してであります。具体例としまして挙げられたのが、環境に関する計画策定の際に、担当課以上に専門的なスタッフも参加できるようにしてほしい、そのため、今後の方向性としては、庁内連携する組織をつくる、行政横断的な事業施策を推進するための人員を企画部に配置するなどをご提案いただきました。これについては、17 ページをご覧くださいと思います。政策 0-5 「成果重視による市民満足度の高い行政経営の推進」で整理させていただきこととし、主な取組においても、「市民とともに行動する人材の育成」の適材適所による職員の適正配置や、18 ページの 051-03 「成果を重視した行政運営」における行政需要の変化に応じた組織の適正化・効率化に含まれて解釈できるものと判断したところであります。

行政・経営分野における大綱案の説明は、以上であります。

(藤沢会長)

各作業部会の部会長さんと、市からご報告をいただきました。それでは、今の説明について、議論に移りたいと思います。ご意見がある場合は挙手をしていただき、ご発言をお願いします。

(井出委員)

行政・経営分野について、意見を入れさせていただいたのは私でございまして、さらに要望としまして、各分野の詳細をお聞きしまして、今後の行政において、「連携」という言葉が非常にキーワードになってくるのではないかと思います。そういうことで先ほど提案させていただいたのですが、各分野にはすべて「連携」という言葉が入っています。端から、25 ページ、47 ページ、65 ページ、73 ページ、90 ページ、110 ページ。「連携」という言葉は、今後必要性が高くなるということで、特に行政・経営分野として、連携的なものをもうちょっと加味していただきたい。基本施策は言葉をあまり変えたくないということがあるので、方針のところ、「連携」という言葉を加味していただきたい。具体的には、5 ページの基本施策 011「市民とともに作る市政の実現」のところ、そもそも役割分担と協働ということで、役割分担に対しては反対として連携が必要になるということで、方針の最後のところの「…実感できる市政を目指します。」を「…実感できる市政を、役割分担と連携のもとを目指します。」という形で「連携」という言葉を入れたらどうかという提案と、あともう1箇所、「連携」という言葉が入りやすいところとしては、15 ページ。「連携」というのは、1つには効果的なのということもありますが、連携の定義内に効率化も認めるということなので、これも同じく方針の「…民間活力を積極的に活用することにより、…」のところ「…民間活力の積極的活用を進め、市民、行政、事業者の連携を強化して、…」と入れれば、「連携」という言葉が全体に浸透するので、今後の市政にとって非常に有効な方向に向かうのではないかと思います。提案させていただきました。

(藤沢会長)

ありがとうございました。進行上、落としてしまったことが1つありまして、市には、総合調整会議というものが設けられていまして、各部局が連携して、縦割り行政にならないように調整していく会議だそうですが、そこで私たちが今まで議論してきた総合計画の大綱(案)について報告したということです。それについて、総合調整会議でも若干意見があったということです。井出委員のご発言の前に申し上げなければならなかったのですが、報告していただいてから、井出委員のご意見に戻りたいと思います。申し訳ありません。

(湯原企画政策部長)

私から、市の総合調整会議での協議内容につきまして、ご報告いたします。

第1回総合計画審議会でご説明いたしましたが、市では、副市長を座長に、教育長、上下水道事業管理者、各部長から構成する総合調整会議において、総合計画審議会と協働で基本計画を策定するに当たり、各専門部会及び作業部会での協議内容を全体調整する役割を担っ

ているものであります。本日、ご協議いただく後期基本計画大綱（案）につきましては、総合調整会議を2月2日に開催いたしましたので、その内容について、ご報告いたします。

まず、今回の大綱（案）は総合計画審議会で決定するが、今後、変更はできるのか。というものであります。これについては、これからの工程において、施策の目標や主な取組を検討するに当たり、修正・見直しが必要と判断された場合は、変更もあり得るという考え方で整理している旨を説明いたしました。

また、「現況と課題」では、5年間の計画であるが、現時点の状況を記載するのか、ある程度先を想定しながら書くのか。との指摘がありました。これについては、答申時における最新の状況を記載する旨を説明いたしました。

次に、意見としましては、政策6-1「いきいきと暮らせるまちづくりの推進」、基本施策611について、「多核心連携を目指したコンパクトなまちづくり」という名称が一般的にはわかりにくいのではないかと、いうものであります。

以上、総合調整会議の内容につきまして、報告いたしました。

（藤沢会長）

ありがとうございました。それでは、先ほど井出委員から、今後「連携」という言葉の必要性が高まるのではないかと、大綱案にも「連携」という言葉が随所に出てくるということで、大綱案では、市政における「連携」の意味がわかりにくいという問題があるのではないかと、いうことで、もうちょっと行政・経営分野に具体的に入れられないかというご意見がありました。これについてはどうでしょうか。

（中島委員）

井出委員がおっしゃったことと共通していると思いますが、私は住民自治協議会に関わっておりますので、その立場で同じように感じる場所がございますので、発言をさせていただきます。先ほど、部長からご報告がありましたように、「連携」という言葉をいろいろ聞かせていただいて、実は、各住民自治協議会がその内容をどこまで理解できるかという、私は4月からやっていますが、この2月になってようやく少しずつわかってきたかなというところで、まもなく任期が終わってしまうわけです。それと、自治意識ということが盛んに言われていて、住民自治のあり方から言うと、地域が主体となって自治意識を持って解決をしていくという、まずは住民が自覚しろということなのですが、今、私が現実で見ている中で、果たして、各住民自治協議会が活動をしているだけで精一杯なときに、例えば、中心市街地の活性化であるとか、中山間地域の課題であるとか、あるいは交通体系で屋代線の関係とか、関わる部分の人たちだけが問題意識を持って右往左往しているということがあるとするならば、中山間地域も中心市街地も連携をして都市づくりをしていくという、市民の基本的なソフトの部分の心の結び合いと言いますか、そういった部分が薄らいでいるのではないかと、いう危機感を私は感じたわけです。ですから、今後、この後期基本計画において、市民それぞれが、権堂の問題にしても、電鉄の問題にしても、中山間地域の問題にしても、みんなが同じ悩みで、このまちをどうして行くのかという一体感というものをどう作り出していくのかということについて、行政・経営分野でもっと明確に出すことが必要なのではないかと思っております。うっかりすると、屋代線については松代の人だけ悩めばいい、権堂にしても中心市街地の人を考えれば、浅川ダム

については北部の人が考えればいいということに捉われるきらいがあるということからすると、住民自治の推進と都市内分権と市民の意識というものを、心が通い合って、もっとわかりやすく市民が受け止められる字句をどこかに加えていただいて、広く市民が「自分たちのまちは、今これだけ悩んでいるんだ」ということを感じて、意見が市民アンケートの中にどんどん出てくるようなことがあれば、開かれた雰囲気が出てくるのではないかと思います。きちんと整理をして説明できないので、雑ばくな話になってしまいましたが、そんな感じを受けました。

(石澤委員)

非常に良いことを言ってくれたと思っています。最初の審議会で、長野市のグランドデザインがどうなっているのかというような話題がありましたけれども、それを都市整備部会で詰められるのかなと思って、一部議論がありました。問題は、中心市街地という名称を用いたときに、長野市の中心市街地はどこなのかということで、ある人は長野のまちの真ん中だとか、篠ノ井や松代だとか、合併した信州新町や中条はどうするのかというような議論がありました。結局、そういうことを含めてどうしたのかというと、「多核心連携」という言葉を使いましたが、総合調整会議の意見を言ってもらい、そのままなので、どうしたらいいのかなと悩んでいた。長野市というのは、多くの旧市町村が合併して出来上がっている。核がたくさんある。それぞれの地域、それぞれの人たちの悩みを共有するような、そういう発想を持って総合計画をつくるべきだと私は思っていますし、そういう議論でした。心の通い合いも大事ですが、心の通い合いをするためには、物理的な交流が大事です。そうすると、先ほど出た屋代線の廃止は、多核心連携の前提です。それがなくなってしまうと、どうやって多核心連携を進めたらいいかという悩みも出てきますし、そのところは、長野市全体の総合計画であるという前提でつくるということを共有することが必要だと思います。

(藤沢会長)

先ほど、総合調整会議の報告を受けて、だからどうしろということではなく、意見があったということだけで、私が聞いたかったのは、多核心連携という考え方がどういう背景で、どういう考え方か、理解した上で使っていくことが大事であると思います。確かに、市内にはいろんな都市機能を持った地域があり、中山間地域なら中山間地域を1つのコアとして、いろんな問題があるでしょう。そういうものを地域どうしでどう結びつけるか。そういう意味では、総合調整会議は非常に重要な役割を持っていると思います。ただ、おそらく、言葉の意味、ニュアンスが十分浸透できないという意味で意見が出たということだと思いますので、連携という問題とも非常に関わるし、中島委員から出された住民自治という問題についても、当事者だけの問題で終わってしまって、他の人は無関心で、どうでもいいじゃないかということになってしまう恐れがある。そうすると、総体としての長野市がうまく機能しないということではいけないと思いますので、基本的には、すべてのものが総合的に、まさに総合的な計画ですから、その中の1つの分野として、それぞれがどのように連携していくかという具体的な問題として、考えていくことが大事だと思います。言葉としては「連携」と井出委員が言いましたが、それを具体的にどうするかということになると、総合計画を実現するための個別の計画で話をしなければ見えてこないのでは

はないかと私は思っています。

委員の皆さんには、ご自分の部会で議論されたことを短い時間でご説明をいただいたので、十分ディスカッションをしてもらいたいと思います。

(石澤委員)

もう1つ都市整備部会で話題になったのは、総合計画というのは実施計画までは関与できないのですが、具体的に実施計画はどうかというご質問をされる部会員がいました。考えてみると、総合計画を作ったのはいいのだけれど、実施されないと、何のためにここに参加しているのかわからない。そういう質問も十分に理解できるので、その部会員の意見を聞きながら、私も考えたのですが、環境部会のところで、「川のせせらぎを聞けるような」というような文言がありましたよね。58ページの233-02「潤いある親水空間の整備」です。前期基本計画を見ると、やはり同じようなことが書いてあります。非常に大事な発想だと思います。ところが、実際に実施した事業を見ると、せっかくの河川を暗渠にした例があります。そうすると総合計画に書かれていることと、行政が実施していることの整合が取れない。総合計画ではこうあるのに、実施計画では違うじゃないかということが実際にあるし、屋代線についても、総合計画で前提で考えていたら、突然違う方向に行くということがあると、総合計画は何のために作っているのか、本当に作れるのかと思う部会員がいても、賛同できる場所です。それを作業部会に戻って、部会員に説明しなければならないので、行政は総合計画をどう捉えて実施計画に結びつけるのかということ、どこかで一度聞きたいと思っていました。即答は難しいかもしれませんが、説明していただければありがたいと思います。

(事務局)

総合計画は市政の最上位計画で、具体的なものについてはそれぞれの個別計画があります。また、それぞれの事業は、予算編成の課程を経る中でやっていきます。総合計画をいかに実際の事務事業に反映させて生かしていくかということについては、従前からいろいろな悩みや課題があるのも事実です。きちんとした形で、すべてをきれいに形作れるか、事業化できるかということ、予算的な制約やその時々の問題があり、難しい問題があります。ただ、基本として、総合計画を作って、これを1つの市の基本的方針とした以上、やはり実現に向かって進捗させる必要があります。

現在の前期基本計画の進捗については、市の中に1つの組織として、総合計画の実施本部を設置し、市長を本部長とし、そこで検討しております。予算編成の段階から、最終的に予算が決まる段階、執行する段階という順を追って総合計画の進捗状況を確認しながら、予算編成にいかしていこうということでやっています。その中で、市民の皆さんとの関係という部分では、毎年の予算について、総合計画の体系に則した形で発表しております。また、これからの作業の中で、これは後で説明をする予定ですが、それぞれの施策の形ができてきたので、重点施策の選定をしていく、あるいは施策ごとに今後5年間の指標、目標値をそれぞれ設定していこうということで進めていきます。現在においても、設定された指標については、毎年進捗状況を確認し、公表しております。その結果については、総合計画審議会を毎年開催とし、審議会に報告しております。その中でご意見をいただきながら、次の事業等にいかしていこうという形で、進めております。

(湯原企画政策部長)

今、企画課長から説明があったように、第四次総合計画は、基本構想で28年度までの長野市の将来の都市像を描いているわけですが、基本計画は5年ごとに見直すということで、施策の体系や内容を定めるもので、目標年次までの前半5年と後半5年を、今後の社会経済状況等を踏まえた中でそれぞれ計画し、実行していくものです。総合計画の下には、それを達成するための個別計画が作られております。総合計画で目指しているまちづくりを具現化させていくものとして、それぞれの分野で作っているもので、詳細な事業については個別計画の中で位置付けています。

(石澤委員)

河川整備に関して言えば、総合計画では「生態系などに配慮した河川・水路の整備」と書いてあります。ところが、実施計画では相反して暗渠化しています。総合計画は、本来長野市のランドデザインがあって、それになぞって作られるべきもので、そのなぞったものに対して、個別計画はそれを実現するための計画だと思うのですが、それが違う方向にあるような現実もある。そここのところを部会員にどう説明したらいいのか。本来なら総合計画をなぞって個別計画ができれば問題ないのですが、そうでないような感じもするので、そうならないようにしてほしいというのが、私の強い希望です。

(湯原企画政策部長)

総合計画の各分野において、補完すべきものが個別計画としてありますので、そういう現実があるとすれば、相反しているという部分については、石澤委員のおっしゃるとおりだと思います。

(石澤委員)

そうならないように行政にやってほしいということです。

(藤沢会長)

総合計画というのは、これからの長野市のまちづくりの目標ということで、かなり抽象的な問題も含まれています。それをどのように実現していくかというのは、個別計画の中で語られるのだけれど、総合計画に盛られたまちづくりの精神、目的、願いがいきていなければならないというのが基本的な考え方だと思います。例えば、河川の個別計画については、できるだけ長野市の自然の生態系を考えた河川計画をしていかなければならないという考え方があるけれども、現実には、すぐにできないということもあるはずで、そういう現実を捉えると、違和感を持つようなこともあると思いますが、全体の方向性としては、総合計画の狙いというものがいきているということです。例えば、どうしてもうまくいかず、違和感があるとか、反対の方向へ向かっているというようなことについては、修正をしていくような機能も働かないといけないと思います。何を重点化していくかということは行政の重要な部分であって、これを落としたり問題だという要素がありますよね。この辺をどのように調整していくか。そのときに予算の組み方など、総合計画により反映させたものになっていかないとまずいということはいえると思います。

(石澤委員)

もちろん行政の裁量を否定するわけではありませんが、言いたいのは、総合計画の方向性があるわけで、それを実現するための実施計画、個別計画であるはずなのに、それと相反するような事業が個別計画でなされているのは、非常に困ったものだということです。実際にそういうこともありますので、どうして総合計画を作るのか、作ったとおりにならないじゃないかと部会員が言うことを考えてしまうと、まとめ役の部会長としては、非常に意見をまとめるににくい。そのことを理解してもらいたい。

(松岡委員)

石澤委員の意見について、もう少し市の弁護をしたり、自分もやりたいということを考え、発言するとすれば、例えば、街路計画等を基に、幹線道路はできているけれども、横道をどうするか。その際に、長野市の観光の視点を持ち、道路をどうするか。あるいは、住んでいる人たちのための道路をどうするか。道路1つをとっても、そのような様々な視点から見れば、観光で来た人たちが、ふらっと横道に行ったときに魅力的な通りがあつて、そこにはせせらぎが聞こえて、そういうときのメインの道をどうするのかとか、暗渠化しているところの蓋を外して歩く道にするのか、車道はどこに担保するのか。そういった複数の視点を考える際には、歩行計画、道路計画等を一緒にやらないと駄目なわけです。例えば金沢を例にとれば、交通体系を全体的にどうするのか検討したときに、様々な要因を一緒に考えたわけです。地元で日常生活に困っているとか、救急車が入れないとか、地元には様々な事情や強い要望があるわけです。そうした問題に対応するためには、行政内部に横の連携がなければ、全体の中で漏れていってしまうのではないかと。そういったときに、街路計画、水路計画、観光の具体的な絵を描くには、どこの水路を外して表面に出して、そのために都合が悪くなった道はどこに回すのか、そういうことを総合調整会議の1時間とか、部長さんたちが出てくるところで、そんな細かい調整ができるのか、それはわかりませんが、こういう計画を細かく立てる調整の時間が持てるのかどうか。ワークショップを開きながら、部局横断的にやった方がいいというようなものは、4月以降の具体的な進め方の話し合いのところを検討するのかなと思っていましたので、今は、大きなベクトルの中で話をして、その調整はお偉いさんでできるけれど、具体的にいろんなことが絡んでくると、もう少し事務レベルでやらないと、とてもではないが進まないのではないかと思います。そうして作ったものを、市の部局内で共通に認識してやっていけば、石澤委員が言われたようなことも減っていくのではないかと思います。今の審議会での議論は必要ですが、具体的にプロジェクトチームを作ってやったらどうかというような話は、4月からの話でやっていってもらえると思っていますが、それは違うのですか？

(事務局)

総合計画は、1つの大局として作らせてもらっていますが、その中からいろいろな取組が出てくると思っています。取組の内容は、他課にわたる、あるいは他部局にわたるものが1つの政策、1つの施策の中に入ってくると思います。今、おっしゃったような部分は、その施策を実行するために、主な取組内容を協議していく中で、かなり見えてくると考えています。それについては、今後の審議の中で提案させていただきたいと思っています。

(小林副会長)

行政・経営分野の5ページの011「市民とともに作る市政の実現」のところで、方針の中に、これまでは「市民と行政の協働」という言葉が入っていましたが、新しい方針には入っていないのですが、これは何か意味があることなのでしょうか。先ほどの部長さんの説明で、市民団体の活動が活発になってきているという現状はわかりましたが、施策の中には「協働」という言葉が出てくるのですが、これがどういうことなのか、お聞きしたいと思います。

(事務局)

基本構想のまちづくりの視点に、「パートナーシップによるまちづくり」という、まさに協働によるまちづくりということを大前提として考え、表現しております。総合計画の冊子の10ページの第2章まちづくりの視点(都市戦略経営戦略)に、視点1として、パートナーシップによるまちづくりということで、市民と行政が協働で創る“ながの”としております。他には、視点2として「長野らしさ」、視点3として健全で効率的な行政経営と書いてあります。こういう視点を前提にしておりますので、今回、方針をつくる中では、あえて施策の部分で記入しなくても説明できるということで、割愛しています。

(小林副会長)

市民が目にするところは、この大きなところではなく、方針のところだと思いますので、市民にわかりやすくするためには、いくら大きなところでうたっていても、「協働」という言葉は浸透していると思いますが、ここから抜かしてしまうのはどうかと私個人としては思いました。

(井出委員)

今の5ページのところで、先ほどの「役割分担と連携のもと」という言葉を入れた方がいいというのは、「協働」ということがあるので、それを具体的にわかりやすくするために、入れる場所は前と同じところでもいいのですが、「役割分担と連携」を入れると、より協働の観念が出てくるということで、先ほど提案した内容なので、ぜひとも入れていただきたいと思います。

(石澤委員)

総合計画審議会の中に作業部会を設けたということで、市民との協働ですよ。協働という基本方針があるのだったら、ここにあえて入れなくても済むのかな。協働で審議会ができていのだとすれば、ぜひ総合計画の実現に向けて努力していただきたいと思います。

(事務局)

行政・経営分野について、いろいろとご意見をいただきまして、ありがとうございます。言葉の表現では、連携であるとか、協働であるとか、その意味合いが出てくると思いますが、中島委員がおっしゃったような市民の同じ悩みをどう表現するのか、一体感をどう出

すのかというような部分の考え方、住民自治や共につくる市政という中で、もう少し何かしらの表現が必要ではないかというご意見をいただきました。考え方とすれば、特に 011「市民とともにつくる市政の実現」と 021「住民自治の推進」の方針については、一旦引き取らせていただきまして、次回の審議会までに検討し、改めて提案させていただくという形にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(藤沢会長)

事務局から、今までの議論を受けて、対応の仕方についてご意見がありました。そういう形でよろしいですか。

【異議なし】

(藤沢会長)

ちょっとお聞きしたいのですが、「多核心連携」について、その背景はよくわかりました。研究者の間では一般的に使われている用語ですか？

(石澤委員)

私の分野では既に使われていますし、実際に、全国的に総合計画を見ると、他都市でも「多核心」という言葉を使っているところがあるので、一般的な用語です。

(藤沢会長)

教育・文化部会でも、カタカナ表記や外来語について議論がありました。一般的に、通常使われているなら、むしろ日本語に置き換えること自体に無理があるので、そのまま使用した方がいいのではないかと確認したことがありました。

(石澤委員)

「コンパクト」の方がいろいろな捉え方があります。ただ、従前の「コンパクトシティ」というような、まとまった都市機能、集約された都市機能という意味として使うにはいいのかなということで、「コンパクト」はいかしました。

(湯原企画政策部長)

「多核心連携」について、庁内の意見としては、この計画は市民が見てもわかりやすいという視点からいくと、わかりにくいのではないかということでした。一般的な言葉であるという石澤委員のご意見でしたが、「多核心連携」というのはあまり聞いたことがないという意見があったわけです。

(石澤委員)

「コンパクトシティ」という概念は、昔は知られていなかったが、いつの間にか皆が共有しているということもありますし、たまたま知らなかったというようなこともあります。文字面ができると段々馴染んでくるという傾向もあります。もしわかりにくいようだったら、説明文をつければクリアできるのかと思います。むしろ、総合計画を実現させてくだ

さい。

(山口委員)

「多核心」については、注釈を加えればいいのではないかと感じました。「コンパクト」についても、注釈が付け加えられているならば、それでいいと思います。

(松岡委員)

合併をして、それぞれの旧町村における中心みたいなイメージがありまして、日常生活や行政の大半のことは旧町村の支所で足りる。病気も、重いものは日赤や市民病院まで来て手術をしてもらうことになるけれども、大半のことは旧町村の中心で済むというイメージを大切にしていけるということが大切かもしれません。高校であれ中学校であれ、たいていのことはそこでできるようなまとまりみたいなものは、中心市街地というのか、地域の中心というのかわかりませんが、それに変わる良い言葉があれば、変えてもらってもいいし、短い単語でぱっと表現できるものがないのであれば、注釈を付けたらどうかと思います。

(石澤委員)

長野とか篠ノ井とか松代とか豊野とか、違いを挙げて、そういうところが連携するという注釈を付けてやれば、意味は十分わかると思います。付けなくてもいいような気はしますが。

(藤沢会長)

一極集中ではないということですよ。

(湯原企画政策部長)

今日のこの審議会でご議論いただいて、その方が良いということになれば、我々とすれば、できるだけわかりやすくするために、注釈を付けるとか、そういった形で記載をしていきたいと考えています。

(藤沢会長)

冒頭でも申し上げましたが、市民にわかってもらうことが大事なことで、わかってもらう努力を表記としてできれば、していく必要があります。考え方、方向性は確認できたので、わかるということなら「多核心」でも良いと思いますが、そのように対応してもらいたいと思います。

(山口委員)

保健・福祉分野の27ページの122「高齢者の社会参加の促進」について、部会の話合いでの思いが方針に込められているということはわかったのですが、「…積極的に社会的役割を果たすことができ、生きがいに満ちた活力あるまちを目指します。」という方針があるのですが、最初から読んでいくとよくわからなくて、「生きがいに満ちた活力あるまち」というのは、「社会的役割を果たすことができ、生きがいを持って暮らす活力あるまち」と

いう意味合いと受け止めて良いのかどうかということがわからなくて、最初の「高齢者が」というところからここを見ると、そのように感じたのが1つです。この表現で方針として意図されることが伝わるのであれば、この表現で良いと思うのですが、聞いたときにそう感じました。

35 ページの 141 「保健衛生の充実」について、前期と表現が変えられているのですが、「…市民一人ひとりが主体的に健康づくりを通じた健康の保持・増進に取り組み、良好な…」とつながっているのですが、冊子の方から、全体を通じてこの方針というイメージになるのかなと理解したときに、「健康づくりを通じた健康の保持・増進に取り組み」というのがよくわからなくて、あえて「健康づくり」を強調するために入れられているということがあるのかもしれませんが、全体を見たときにわかりにくかったので、部会で話し合われた方向性がちゃんと伝わっているのかなと感じました。伝わっているならこのままで良いと思います。

(藤沢会長)

方針の表現の仕方については、2月中に部会がありますので、もう一度見直していただけたらと思います。

(石澤委員)

先ほどの「多核心」と「コンパクト」については、折衷案でまとめたものです。行政側から、「コンパクト」はいかしてほしいということで残したのですが、今、吉田委員と話して、わかりにくければ「多核心連携を目指したまちづくり」として、「コンパクト」を取るという話も出ましたので、部会で「コンパクト」を取るかどうかということを詰めていきます。

(藤沢会長)

先ほどの表現の仕方も含め、この「コンパクト」についても、もう一度部会で話し合ってもらいたいと思います。

(石澤委員)

「コンパクト」というのはカタカナが入っていてわかりにくいというのが、感覚的にあると思うので、「多核心連携を目指したまちづくり」にするか、「コンパクト」を残すか、部会で詰めてみます。

(藤沢会長)

「コンパクト」の定義というのは、いろいろあるのでしょうか。

(石澤委員)

中心市街地活性化で使われた「コンパクト」と、本当の「コンパクト」はまた違って、いろいろあります。

(藤沢会長)

ここで決めるのはどうかと思いますので、これを含めて、もう一度部会で話し合ってくださいと思います。

委員の皆さんから活発な意見が出るというのは、審議会としてはとてもありがたいこととして、とはいえ、時間も限られておりますので、課題として残ったものは部会で検討、あるいは次の審議会までに検討するというので、大筋の大綱の方向性についてはご了承くださいと思いますが、いかがでしょうか？

【異議なし】

(藤沢会長)

それでは、次に議事の3、(2)第四次長野市総合計画後期基本計画に係る指標の設定方針(案)について、(3)第四次長野市総合計画後期基本計画の策定工程表(大綱策定後)(案)について、一括して事務局から説明してください。

(事務局)

－(2)第四次長野市総合計画後期基本計画に係る指標の設定方針(案)について、資料に基づき説明－

－(3)第四次長野市総合計画後期基本計画の策定工程表(大綱策定後)(案)について、資料に基づき説明－

(藤沢会長)

第四次長野市総合計画後期基本計画に係る指標の設定方針(案)と今後の策定工程(案)について、事務局から説明がありました。ご意見、ご質問があればお願いします。

(松岡委員)

指標の設定について、お願いというか質問ですが、例えば生きがいつくり講座年間受講数何百人とか、大半は数字で見るとわかりやすいと思うのですが、ものによっては、量的な側面だけではなく、子どもの環境教育であれ、他のことであれ、質的な側面も実績や成果で見えていけるように、特に通年続けていくようなことであれば、何をしたというだけでは物足りないの、もうワンランクアップさせるためには、ものによっては質が成長している、あるいは成果が上がっているとか、数字だけではなくて、評価できるような方式も考えていただけるとありがたいと思います。どうでしょうか？

(事務局)

指標の内容につきましては、今後の議論の中でということになるかと思いますが、すべてをこの方式でというのはなかなか難しいでしょうし、数、量的に捉えるのがいいものもあるでしょうし、おっしゃるように質的に捉えるのがいいものもあると思います。目標の中身によって指標をそれぞれ設定していく必要があると考えています。

(藤沢会長)

大きな方針の中の指標について、松岡委員からご意見がありましたが、今後指標をどう

つくっていくか、考えていくことが大事だと思います。

それでは、指標の設定方針（案）及び大綱策定後の策定工程（案）については、以上のとおり決定したいと思います。

本日の議事については、以上ですべて終了しました。次に次第の4、報告事項の（1）市民意見の聴取結果等について、事務局から説明してください。

4 報告事項

（事務局）

－（1）市民意見の聴取結果等について、資料に基づき説明－

（藤沢会長）

非常に詳細な検討がされておりますので、委員の皆さんには、ぜひ目を通していただきたいと思います。

それでは、以上で本日の議事についてはすべて終了しました。それでは、事務局に進行を返します。

（事務局）

ありがとうございました。それでは、今後の会議の予定をご説明いたします。本年度の総合計画審議会につきましては、本日が最終回となります。次回は、新年度を予定しており、平成23年度第1回総合計画審議会の開催については、4月15日（金）午後1時30分から、長野市役所講堂で開催を予定しています。会議の開催については、改めてご案内しますが、ご予約くださいますようお願いいたします。今後の予定は、以上です。

また、お忙しいところ大変恐縮ですが、各作業部会の部会長さんには、新年度の作業部会の開催について、各部会担当者と打ち合わせの時間をいただきたいと考えています。閉会后、そのままお席にお残りいただきますようお願いいたします。

5 閉会

（事務局）

長時間にわたり、ありがとうございました。以上で、第3回長野市総合計画審議会を閉会いたします。ありがとうございました。